

10月1日開始 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金とは、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには**請求書の提出**が必要となります。

対象者

老齢基礎年金を受給しているかた

- ・65歳以上のかた
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

障害基礎年金、遺族基礎年金を受給しているかた

- ・前年の所得額が約462万円以下

請求手続

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給しているかたには、日本年金機構から請求手続きのご案内が届きますので、必要事項を記入し提出してください。
- ②平成31年4月2日以降に年金の受給するかたは、年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

インフルエンザ予防接種のご案内

通常インフルエンザの流行は1月上旬から3月上旬です。ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間から約5か月間とされていますので、流行が予想される時期とワクチンの有効期間が一致するように接種を受けてください。

対象者	①65歳以上のかた（65歳の誕生日の前日から接種を受けられます。） ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはHIVウイルスによる免疫機能に障害があり、その障害が身体障害者手帳1級に相当するかた（医師の診断書または身体障害者手帳の写しが必要です。）
期間	令和元年10月20日（日）～令和2年1月31日（金）
自己負担額	1,200円（助成額3,070円）接種費用の助成は1回のみ。
受けられる医療機関	広報といっしょに配布したチラシをご参照ください。
申込み	①町内で接種希望のかたは、直接医療機関へお申し込みください。 ②町外（秩父郡市内）で接種希望のかたは健康福祉課（窓口⑥）で、接種に必要な書類を配布します。 ③秩父郡市外で接種希望のかたは、下記までお問い合わせください。

問合せ 健康福祉課 健康づくり担当 ☎62-1233

糖尿病性腎症重症化予防治療費助成事業

1 対象者 次の3つの要件全てに該当するかた。

- ・現在糖尿病治療を受けている医療機関で、申請年度内に糖尿病透析予防指導を受けているかた
 - ・GLP-1受容体作動薬を用いた腎症進展阻止療法を受けているかた
 - ・町保健師による保健指導を受け、生活習慣の改善を行っているかた
- ただし、治療中断しているかたなどは対象となりません。

2 助成内容

腎症進展阻止に係る治療費の自己負担額の1/2（上限額 1年度あたり12万円）申請は治療年度内に行ってください。

問合せ 健康福祉課 健康づくり担当 ☎62-1233